

# 有料老人ホーム現況報告書に関する質疑応答集

**Q1** 現況報告書は、毎年1回必ず提出しなければならないのか。

- ・老人福祉法第29条
- ・老人福祉法施行規則第21条の3
- ・高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱第9条に基づき、提出が必要です。  
毎年7月1日現在の情報について、8月末日までに報告してください。

**Q2** 報告した現況報告書はどのように取り扱われるのか。

- ・老人福祉法第29条
- ・老人福祉法施行規則第21条の4
- ・高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱第13条に基づき、12月末日までに  
高知市高齢者支援課のホームページに掲載する予定です。

**Q3** 提出方法は電子メールでないといけないか。

報告いただいた内容は、高知市高齢者支援課のホームページに掲載する予定ですので、電子メールでの報告にご協力をお願いします。

なお、提出に必要な様式のうち、高齢者支援課で定めている様式はホームページに掲載していますので、ダウンロードして活用してください。

入居契約書等、施設において管理されているものにつきましては、そのままデータで送付いただいて差し支えありません。

## ●様式掲載箇所

高知市 HP

↳高知市高齢者支援課

↳〔事業者向け〕制度情報「有料老人ホームに関する届出等について」

↳3 有料老人ホーム各種届出様式について

↳(3) 有料老人ホーム経営状況等報告書関連様式→様式一覧

## ●報告先メールアドレス

[kc-120900@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-120900@city.kochi.lg.jp)

**Q4** 各種報告書類等の日付はいつにすればよいか。

7月1日現在の情報を報告していただくため、7月1日から8月末日までの日付としてください。ただし、「有料老人ホーム情報開示等一覧表」については、7月1日現在の日付で統一してください。

**Q5** 契約書及び管理規程について、前年度に報告した内容から変更のないものについても報告が必要か。

必要です。

**Q6** パンフレットについてはどのように送付すればよいか。

データで保管している場合は、そのデータを送付してください。

データで保管していない場合は、原本をスキャンする等し、データでの送付にご協力をお願いします。それも困難な場合は、郵送または直持により提出してください。

**Q7** 重要事項説明書の留意事項について教えてほしい。

別添の留意事項を参照してください。なお、令和4年度から様式を一部変更しましたので、最新様式を使用してください。

**Q8** 高知市が定めている様式について、一部修正して報告してもよいか。

修正することは控えてください。修正しなければ報告が困難な事情がありましたら、担当までご連絡をお願いします。

**Q9** 運営懇談会について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のため実施できなかった場合については、どのように報告すればいいか。

運営懇談会の代替となる措置が取られた場合については、その内容が分かる書類を「運営懇談会開催状況報告書」へ添付してください。

**Q10** 運営懇談会の協議内容（様式第8号）について、高知市有料老人ホーム設置運

営指導要綱第9条第1項に定める報告基準日の前1年間の状況を報告することとなっているが、多数回実施している場合であっても全て報告が必要か。

期間中に実施したものについては、全て報告をお願いします。ただし、施設において各運営懇談会の議事録等を保管している場合であって、それにより運営懇談会の協議内容（様式第8号）に定める報告内容を把握できる場合については、様式内に「別紙運営懇談会議事録のとおり」等と記載のうえ、当該議事録を添付していただいて差し支えありません。

**Q11** 運営懇談会開催状況報告書について、施設の類型は何を記載すればよいか。

「介護付有料老人ホーム」または「住宅型有料老人ホーム」のいずれかを記載してください。

**Q12** 有料老人ホーム情報開示等一覧表について、記載不要の箇所等について教えてほしい。

貴施設がサービス付き高齢者向け住宅の場合は、「施設の類型」欄及び定員等の「入居者数／入居定員」欄は記載不要です。また、定員等の「住宅戸数」欄については、サービス付き高齢者向け住宅の場合のみ記載してください。

**Q13** 有料老人ホーム情報開示等一覧表について、「月額利用料」欄の書き方について教えてほしい。

施設利用にあたって要する費用合計について、下限と上限金額を記載してください。その上で、食費、管理費及び介護費用について内訳を記載してください。

なお、総額表示については義務化されておりますので、別添の記入例や国税庁のホームページ等を参照のうえ記載してください。

**Q14** NHK 受信契約や受信料に関する記載について、どのようにすればよいか。

居室にテレビを設置した場合においては、入居者による放送受信契約が必要となり、受信料の支払いが必要となる（施設へ支払う月額利用料とは別途、入居者が個別に契約し負担する費用となる）旨について、契約書、管理規程、重要事項説明書等に記載するよう検討してください。また、対象となる入居者に対しては、同封のチラシを参考に適切に対応していただくようお願いします。

※受信契約や受信料に関することについては、NHK に直接お問い合わせください。